

総社市告示第 6 9 号

総社市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成 2 3 年総社市告示第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第 2（第 7 条関係）				別表第 2（第 7 条関係）			
階層区分	世帯の階層(細)区分	扶養義務者等の負担額		階層区分	世帯の階層(細)区分	扶養義務者等の負担額	
		負担基準月額	加算基準月額			負担基準月額	加算基準月額
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯	0 円	0 円	A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯	0 円	0 円
略				略			

附 則

この告示は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。